

島根県医療介護総合確保促進基金における市町村による医療 従事者の確保・養成に関する支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条に基づく都道府県計画に掲げる事業のうち、市町村が取り組む医療従事者の確保・養成のための事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、島根県内の市町村とする。

3 事業目的

市町村が地域の実情を踏まえた細やかな取り組みを行うことで、医療従事者の地域定着が図られ、以て県全体の医療従事者不足や偏在化の是正に資することを目的とする。

4 事業内容

次の事業のうち、市町村が新たに取り組む活動にかかる経費の一部を県が補助する。

- ア 地域枠推薦制度推進事業
- イ 医学生交流事業
- ウ 研修医交流事業
- エ 勤務医交流事業
- オ 市町村提案事業

5 実施期間

医療介護総合確保促進法第4条に基づく島根県計画に定める期間とする。

6 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

7 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成27年10月10日から適用する。

島根県医療介護総合確保促進基金における市町村による医療従事者の 確保・養成に関する支援事業費補助金交付要綱

1 趣旨

県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条に基づく都道府県計画に掲げる事業を実施することを目的として、平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金(平成27年5月13日厚生労働省発医政0513第8号・厚生労働省発老0513第2号・厚生労働省発保0513第2号厚生労働事務次官通知の別紙)に基づき造成された基金を財源の一部として予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 交付対象事業

この補助金は、島根県医療介護総合確保促進基金における市町村による医療従事者の確保・養成に関する支援事業実施要綱(平成27年10月9日医第908号。以下「実施要綱」という。)に基づき、県内の市町村が実施する別表に定める事業を交付対象とする。

3 補助対象経費等

この補助金の交付額は、別表に定める事業を実施するために必要な経費から寄付金その他の収入額を控除した額と、別表に定める基準額とを比較して少ない方の額に補助率4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、別表に定めるメニューごとに算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

4 交付の条件

この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 交付対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 交付対象事業に係る証拠書類等の管理については、事業ごとに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」という。)は、県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する場合には、間接補助金を交付された者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、その対象事業(以下「間接補助事業」という。)を行うにあたり(1)から(5)に掲げる条

件を付さなければならない。この場合において「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

5 補助金の交付申請

補助事業者は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合は、様式1を知事に提出するものとする。

6 事業内容の変更等の申請

この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続きに従い知事の定める日までに様式2を知事に提出するものとする。

7 概算払

この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払することができる。補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式3を知事に提出するものとする。

8 実績報告

この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式4を知事に提出するものとする。
- (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- (3) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式5により速やかに知事に報告しなければならない。

9 書類等の提出

補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は医療政策課へ提出する。

10 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則

(適用)

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成27年10月10日から適用する。

別表

No.	メニュー	内 容	基準額
1	地域枠推薦制度推進事業	小中高校生の保護者や地域住民に対して行う地域枠推薦制度の推進に資する活動	1事業あたり 500千円
2	医学生交流事業	交流会や意見交換会、医療実習受け入れ、市町村主催事業への参加、地元情報誌の送付など、地域枠・緊急枠等医学生と市町村の交流に資する活動	1事業あたり 500千円
3	研修医交流事業	交流会や意見交換会、小中高校生向けの講演依頼、地元医療機関の情報提供等、研修医と市町村の交流に資する活動	1事業あたり 500千円
4	勤務医交流事業	交流会や意見交換会、小中高校生向けの講演依頼等、地元で働く勤務医と市町村の交流に資する活動	1事業あたり 500千円
5	市町村提案事業	その他上記1～4に準じた目的であり、知事が特に認めるもの	1事業あたり 500千円

(事業内容の付記)

- ・新規、拡充の取組みを対象とし、既存事業の財源振替に該当するものは対象外とする。
- ・複数のメニューの要素を含むイベントまたは事業にかかる基準額の適用については、その実態に応じ個別に判断するので、協議すること。